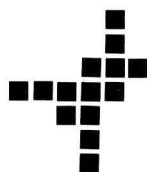


会計監査国際化の実務

等松・青木監査法人編



中央経済社

会計監査国際化の実務

昭和56年10月1日 第1版発行

編 者 等松・青木監査法人

発行者 渡 辺 正 一

発行所 株式 中 央 経 済 社
会 社

〒101 東京都千代田区神田神保町1-31-2

電 話 (293) 3 3 7 1 (編集部)

(293) 3 3 8 1 (営業部)

振替口座・東 京0-8 4 3 2

印 刷 / 三 栄 印 刷

製 本 / 美 行 製 本

落丁・乱丁本はお取替え致します。

4621

ISBN4-481-25463-7 C3034

序 文

外国企業による対日投資に始まり，日本企業による外債募集，海外投資へとわが国をめぐる国際間の投資がますます多様化したこんにち，わが国の公認会計士の企業財務会計における役割りと監査における社会的責任は，一段と国際的な重要性を帯び，日本の公認会計士の真価を国際的に問われる状況になってまいりました。

本書は，等松・青木監査法人の設立以来，10余年の経験に基づき，日本国内における英文財務諸表監査 ― 日本企業および外資系企業の双方に対する ― の現状を記述するとともに，当監査法人の海外駐在員が経験した各国の会計および監査事情をまとめたもので，執筆者は，すべて当監査法人の公認会計士のうち，最も熟練した指導的立場にある人びとであります。

等松・青木監査法人の規模は，全国に11事務所を有し，海外派遣と現地雇用50名余を含め，人員は500名を超える段階に入り，業務内容もあらゆる面にわたる監査，会計およびマネージメント・サービスを行っており，特に国際的会計基準を必要とする英文財務諸表監査についていえば，その監査会社は200社に及び，年間全収入のうちでも大きな部分を占めるようになりました。

しかしながら，日本における英文財務諸表監査の現状は，当法人を除いては，依然としてビッグ・エイトがその殆んどを担当しており，その事務所に勤務する公認会計士のみが，英文財務諸表監査の経験を積みうるという実情であります。

本書の刊行により，わが国の公認会計士が国際的に通用する監査に志すようになり，また監査を受ける国際志向の会社が，国際水準の会計および監査に関心を高められるようになれば，これは筆者たちの幸いとするところであります。

最後に1年有余にわたり，われわれを励まし，編集をまとめ上げられた中央

2 序 文

経済社の岩佐範雄氏をはじめとする編集部の方がたに深甚なる謝辞を申し上げたいと存じます。

昭和56年 5 月

等松・青木監査法人

包括代表社員 富 田 岩 芳
(国際担当)

監査論参考書

〈体系近代会計学第9巻〉

財 務 諸 表 の 監 査	高田正淳責任編集
新 会 計 監 査 詳 説 (全訂版)	日下部 与市著
最 新 監 査 論	高田 正淳著
新 講 監 査 論 (新訂版)	佐藤 孝一著
監 査 要 論	森 実著
近代監査の理論と制度	森 実著
現代監査の構造と発展	森 実著
現 代 監 査 の 論 理	河合 秀敏著
会 計 監 査 の 理 論	三澤 一著
現 代 の 内 部 監 査 (全訂版)	青木 茂男著
粉 飾 決 算 と 会 計 士 責 任	小森 瞭一著
監 査 証 拠 論	石田 三郎著
新 統 計 的 試 査	佐藤 弥太郎著
商 法 監 査 の 実 務	太田哲三事務所編
新に商法よる業務監査のすすめ方	安井 正男著
監査役監査の実務(改訂版)	安井 正男著
監 査 の 技 術	野々川 幸雄著
経 理 不 正 行 為 の 見つけ方 防 ぎ 方	日本公認会計士 協会 東京会編

中央経済社

目 次

第 1 章 監査国際化の展望	1
§ 1 これまでの経緯	1
§ 2 会計と監査の国際化	5
§ 3 日本企業の海外発展	8
§ 4 監査法人の監査国際化への対応	10
第 2 章 わが国における監査国際化の類型	15
§ 1 海外で資本調達をする会社の監査	15
2・1・1 概 要	15
2・1・2 ADR・EDR等発行の概要	18
2・1・3 ADR・EDR等発行と会計士監査	20
2・1・4 目 論 見 書	28
2・1・5 ADR・EDR等監査とコンフォートレター	40
2・1・6 アニュアル・リポート	46
2・1・7 財務諸表の記載内容	49
§ 2 わが国で資本調達をする外国会社の監査	67
2・2・1 は じ め に	67
2・2・2 上場申請の手続	68
2・2・3 財務諸表監査	71
§ 3 在日外資系会社の監査	74
2・3・1 在日外資系会社の監査とは	74
2・3・2 財務報告書の類型	77
2・3・3 監査手続および監査報告	79
2・3・4 そ の 他	81

2 目 次

第3章 欧米の監査とわが国の監査	83
§1 監査環境	84
3・1・1 わが国の監査制度 — その発展の経緯と現状	84
3・1・2 わが国の監査制度と欧米の監査制度との比較	88
§2 監査人の組織	93
3・2・1 わが国の監査人	93
3・2・2 欧米の監査人	95
3・2・3 わが国監査法人組織の現況	98
§3 監査実務	100
3・3・1 監査準備業務	101
3・3・2 監査手続	103
3・3・3 監査報告	107
3・3・4 そ の 他	109
第4章 監査事務所の品質管理と新しい監査アプローチ	111
§1 概 説	111
§2 監査事務所の品質管理	113
§3 EDP 監査	122
4・3・1 はじめに	122
4・3・2 EDP監査の実施目的	123
4・3・3 EDP監査における三つの作業	126
4・3・4 EDP監査の実施手順	127
4・3・5 EDPシステムの調査と内部統制の評価	129
4・3・6 監査用コンピュータ・プログラムの作成と実施	142
§4 内部統制の評価と監査手続	147
4・4・1 TRAPの開発の目的とその背景	147
4・4・2 TRAPの特徴	148
4・4・3 TRAPの概要	151

4・4・4	内部統制の外見的評価	160
4・4・5	内部統制の実質的評価（機能テスト）	164

第5章 各国の監査の現況 171

§1	アメリカ	171
5・1・1	独立監査人制度の沿革	171
5・1・2	社会環境の変化への対応	172
5・1・3	公認会計士の資格試験と実務訓練	175
5・1・4	証券取引委員会	179
5・1・5	財務会計基準審議会	183
5・1・6	監査国際化に対応するAICPA	185
§2	カナダ	188
5・2・1	はじめに	188
5・2・2	CICAの生成と発展	190
5・2・3	CICAの機構	192
5・2・4	CICA手引書	195
5・2・5	監査制度と監査実務	200
5・2・6	むすび	203
§3	イギリス	204
5・3・1	監査制度の歴史と会社法	205
5・3・2	会計士制度	210
5・3・3	監査の類型	215
5・3・4	監査基準	218
5・3・5	あとがき	224
§4	オーストラリア	225
5・4・1	はじめに	225
5・4・2	職業会計人制度	225
5・4・3	独立監査人制度	227
5・4・4	連結財務諸表監査制度	228

4 目 次

5・4・5	監査報告書	229
5・4・6	監査基準および監査技術	231
5・4・7	会計および監査の国際化	231
5・4・8	インフレーション会計と監査	232
5・4・9	日系企業に対する職業会計人のサービス	233
5・4・10	おわりに	234
§ 5	西 ド イ ツ	234
5・5・1	概 要	234
5・5・2	監 査 制 度	235
5・5・3	監査人制度	239
5・5・4	監査一般基準	246
5・5・5	決算監査実施原則	247
5・5・6	決算監査報告書作成原則	253
5・5・7	決算監査の監査証明記載の原則	256
§ 6	ブ ラ ジ ル	259
5・6・1	はじめに	259
5・6・2	会計士制度	259
5・6・3	独立監査人制度	260
5・6・4	独立監査人協会と会計原則・監査基準	262
5・6・5	株式会社法の改正	263
5・6・6	外国会計事務所	265
5・6・7	監査業務の実情と問題点	267
5・6・8	日系ブラジル人と日系企業	269
索 引		271

第1章 監査国際化の展望

§1 これまでの経緯

昭和36年に、ソニーがニューヨークでADR (American Depositary Receipt — 米国預託証券) を発行して以来、日本国内の財務諸表監査は、にわかに国際的水準 (アメリカ水準) を要求されることが表面化した。続いて、東芝、日立、日本電気、三菱重工業、関西電力等の代表的企業がADRを発行し、翌年には、新設されたアメリカの利子平衡税を避けるため、ヨーロッパで転換社債やEDR (European Depositary Receipt — 欧州預託証券) を発行する会社がこれに続き、わが国の会計と監査は、企業会計審議会により規定された「企業会計原則」と「監査基準」に準拠するほか、外国投資家の納得しうるアメリカ流の連結財務諸表とアメリカ流の多大の時間を投入する監査が要求されることになり、爾來同一会社の同一決算期に、国内用と外国用の“二重監査”が定着したのである。すなわち、これら外債を発行する会社は、国内用として証券取引法にもとづき個別財務諸表を作成するとともに、わが国公認会計士による監査を受け、外国用として主としてSEC基準による連結財務諸表を作成し、主として外資系会計事務所による監査を受けていたのである。

これより先、外資を導入した日本企業については、日本軽金属や三菱石油のように、大蔵省に提出する有価証券報告書に記載する財務諸表と監査報告書のほかに、外国の親会社に報告するための英文財務諸表と英文監査報告書が毎年、二重に作成されていた。しかし、これ等の会社の国内財務諸表も英文財務諸表も同一の監査人により監査されていたので、二重監査でなく、ただ一回の

監査で、二種類の監査報告書を作成していたのである。この場合の監査人は、ほとんど例外なく、外国の親会社の推せんする監査人であり、それはアメリカを本拠とする、いわゆるビッグ・エイトのいずれかであった。したがって、これらアメリカ系会計事務所は合併会社の監査を、日本の公認会計士には不可侵の専業としていた。その上、ソニー以来の外債公募用の二重監査が第二の専業として加わったのである。

日本国内における監査の国際化は、かくして、現代の黒船であるビッグ・エイトの数社により開始された。

他方、海外に進出した日本の銀行、商社、メーカー等の企業は、それぞれ進出した現地の慣習に従い“会計のあるところに、監査あり”の不文律が浸透しており、地元の会計士を選択して、その国の職業会計人のサービスを法律専門家と共に必須のものとして自動的に受入れていた。海外へ進出する企業は、現地で、まず取引銀行や商社に助言を求めると、弁護士と会計士を紹介され、彼等を法律、会計のみならず、広い範囲のコンサルタントとして利用するのである。たとえば、三菱商事と三井物産はニューヨークでは、デロイト・ハスキング・アンド・セルズ (DH & S) を監査人としており、富士銀行は、ニューヨークでは、ピート・マーウィック・ミッチェル (PMM) 、ロンドンでは、アーンスト・アンド・ウィニー、デュッセルドルフでは、ケッケ事務所、東京銀行は、ニューヨークでは PMM 、カリフォルニアではアーサー・アンダーセン (AA) 、ロンドンではトゥシュ・ロス (TR) 、オランダではモレット・リンバーク、ドイツではスーザート事務所というように、それぞれの現地責任者の判断で会計士を委嘱し、今日に至っている。三菱商事と三井物産は外債を発行するときに、本社の監査人として、ニューヨークで委嘱している監査人、DH&Sを自動的に任命し、今日まで“二重監査”のうちの外国投資家向けの監査を担当せしめている。

昭和40年の山陽特殊鋼を始めとする一連の企業倒産により、会計と監査のあり方にも、抜本的な見直しを迫られ、大蔵省証券局により種々の改革が提案され、実施に移された。その一つに連結財務諸表の制度化があり、他に組織的監査の提唱に伴う監査法人の法制化があった。監査法人制度の導入は、昭和41年

の公認会計士法の改正により、連結財務諸表は、昭和51年の「有価証券の募集又は売出しの届出等に関する省令」の改正により制度化され、52年より実施された。筆者の属する等松・青木監査法人は、日本で4番目の監査法人として設立されたが、全国規模のものとしては最初であり、さらに、国際監査の分野に進出し、国内は言うに及ばず国際的にも認められる会計事務所（監査法人）に育成することを主目標に掲げた点においても日本で最初であった。

同監査法人は昭和43年に設立されて以来、次々とビッグ・エイトの“聖域”（専業）に進入し、ADR や EDR 等の外国投資家向けの連結財務諸表の監査、ならびに日本国内にある多くの外資系合弁会社の外国親会社用の監査を担当するようになった。さらにニューヨーク州およびカリフォルニア州の免許を得て、ニューヨーク事務所およびロスアンゼルス事務所を開設し、同地にある日本企業に対する監査等のサービス網を拡大した。なお、その後イリノイ州の免許を得、また近くハワイ州の免許を得る予定である。

同監査法人は、国際監査の分野に進出するに伴い、アメリカのビッグ・エイトの上位にあるトゥシュ・ロスはじめ、アレキサンダー・グラント、ハードマン・克蘭ストン、メイン・ラフレンツ、シードマン・アンド・シードマン、その他、英国、カナダ、オーストラリア等の多数の会計事務所と業務提携を行っていたが、昭和50年に、トゥシュ・ロスが結成したトゥシュ・ロス・インターナショナル (TRI) のメンバーファームに加盟し、トゥシュ・ロス以外の会計事務所との提携は徐々に解消した。

TRIは、加盟国80カ国余、事務所数360、総員20,000名、年収1千3百億円以上の世界最大級の会計事務所の国際的連邦経営組織（単なる業務提携でなく、各国の有力な会計事務所が、統一した経営方針と技術水準のもとで、多国籍経営陣により経営される組織）であり、等松・青木監査法人は TRI に加盟後、トゥシュ・ロス東京事務所を併合するほか、同法人のニューヨーク事務所およびロスアンゼルス事務所をトゥシュ・ロスに統合し、総勢50人をこえるジャパン・ディビジョンとして活動させる等、一体化を促進した。これにより海外各地のクライアントに対し、日本からの指示によりベストサービスを提供しうるシステムを確

立したのである。また同法人の代表社員の1人は、TRIの理事団と執行委員会のメンバーとして、グローバルな政策の立案と執行に当たっている。

昭和47年から開始された外国証券の東京上場では、日本の証券取引法による有価証券届出書の作成と、日本の公認会計士による監査が要件となっていた。上場の一番手として米国クライスラー社が名乗りをあげ、等松・青木監査法人が監査の委嘱を受け、種々作業したが、証券取引法の制約を嫌って結局実現しなかった。財務諸表の制約としては、当時、わが国では連結財務諸表制度が導入されておらず、単体の個別財務諸表が要求されることである。米国では、財務諸表といえば連結財務諸表を言うのが一般的であり、クライスラー社の如き巨大企業にあっては、生産、販売活動はすべて子会社に行わしめ、親会社は資金等の総括的管理業務のみ行っている企業形態であるので、親会社の単体財務諸表は企業実態を示す点では殆んど無意味と言える。また、米国流の比較的コンパクトな要約財務諸表を日本の財務諸表等規則に従う詳細な財務諸表に組替えることは、その作業たるや極めて繁雑であり、殆んど不可能な面もあることは事実である。監査の面について言えば、日本の公認会計士、監査法人の監査証明が必要であり、如何に国際的に信頼ある監査人、たとえば、ビッグ・エイトの監査であっても、そのまま受入れられない。もっとも日本の監査人が外国の監査人による監査に依拠することになるが、無条件で依拠することは許されず、日本の監査人が自己の監査意見として、全般的な監査責任を負うだけの手続を行わなければならない。

外国証券の東京証券取引所への上場は、GTEが最初であった。その監査は、アメリカでは、アーサー・アンダーセンが担当していたので、同社の東京事務所の日本での有資格者の個人名で監査報告書が提出された。

外国証券の日本上場における監査は、既に外国の会計士による監査が完了したものを、再び監査する“二重監査”であり、財務諸表作成上の制約とともに、会計および監査の国際化に役立たず、逆に外国証券の東京上場の障害となっているといえよう。証券取引法の改正が望まれるところである。

§2 会計と監査の国際化

ソニーの ADR の発行以来、日本企業が外債を公募する場合、アメリカ流の会計と監査が必須条件とされていた。日本の財務諸表をそのまま外国語に翻訳しても、外国の読者には到底理解されないことによるものであり、わが国の会計が国際的に通用するアメリカの会計と相当の相違があり、また監査については、わが国の監査水準が国際的に信頼を得ていないと考えられたのである。そのため、外債を発行する日本企業は、財務諸表をアメリカ会計基準による財務諸表に組替えざるを得ず、当時、日本の会社も公認会計士もかかる財務諸表の作成実務および監査経験もなかったので、国際的に信頼されているアメリカ会計事務所、主としてビッグ・エイトに委嘱したのである。

日米会計基準の相違としては、財務諸表の種類、内容、様式と会計処理基準の相違を挙げることができる。先ず、第一にアメリカでは連結財務諸表が主たる財務諸表であるに反し、日本は個別財務諸表が主体となっていることである。昭和52年に日本でも連結財務諸表制度が導入され、アメリカ流財務諸表との差は縮小したが、それでも、あくまで個別財務諸表が主体であって、連結財務諸表はその附属表である地位を脱していない。財務諸表の種類については、アメリカで株主持分計算書 (Statement of Shareholders' Equity) および財政状態変動表 (Statement of Changes in Financial Position) が要求されること以外は同じであるが、その内容、様式は大いに相違する。アメリカの貸借対照表および損益計算書は要約財務諸表であって極めてコンパクトであるに反し、日本のそれ等は詳細なる勘定科目の区分掲記が要求され、貸借対照表の項目区分、損益計算書の損益区分も、アメリカでは企業の業種、業態に応じて弾力的であるが、日本では財務諸表等規則に従って画一的に定められている。アメリカの財務諸表が要約表であるだけ、注記 (Notes to Financial Statement) の重要性が増している。財務諸表上の主要な項目の内容、処理基準を示すほか、財務諸表により企業の財政状態、経営成績を判断する上において必要な情報が網羅されているといえる。日

本の財務諸表の注記も最近だんだん充実されているというものの、貸借対照表および損益計算書、夫々の説明資料の域を脱していないと言えよう。アメリカの財務諸表注記で日本で要求されていないものの主な例を挙げれば次の通りである。

- ① 重要な会計方針の要約
- ② 一株当たり利益、配当金
- ③ 取引所の相場ある有価証券の時価および未実現損益の総額
- ④ 後発事項
- ⑤ 事業部別、地域別損益情報

日米会計処理基準の相違については数多く指摘できる。関係会社株式の持分法による評価、税効果会計、資産評価における低価法の強制適用、株式配当の市場価格による会計、株式発行費の資本剰余金チャージ等のアメリカの会計基準は日本では適用されないし、本来、発生主義で処理すべき事業税、法人税法による期間損益通達による損益項目を現金基準で計上することが日本では認められている。特に日本の会計を国際基準より大きく後退せしめているものとして日本の税法の会計への圧迫を挙げることができる。日本の法人税法は確定決算主義を採用し、引当金、準備金を確定決算に織り込むことを条件として恩典を与えている。貸倒引当金、返品調整引当金等の評価性引当金、退職給与引当金、賞与引当金等の負債性引当金は税法限度額を定め損金算入を認めている。これら税法基準は会計上妥当な引当金と言い難いが、確定決算に計上することを条件としているので、会計上も一般に認められた会計基準と認めざるを得ない状態となっている。租税政策上の優遇措置と認められている各種準備金は、会計上到底容認することができない剰余金性準備金であるが、税法限度額を条件として会計上計上を認めている現状である。これら控除項目は、法人税申告書上の調整項目（課税所得の加算減算項目）として取扱うべきで、会計原則に準拠すべき財務諸表に計上することは誤りという他はない。

日米会計基準の相違は、日本の会計の国際化を阻み、日本企業が外債を発行するに際し日本流の財務諸表は通用せず、国際的会計基準であるアメリカ会計

基準による財務諸表の作成を余儀なくされてきたのである。日本の会計の国際化を図るには、国際基準との較差を解消しなければならないが、会計処理基準において、特に税法の確定決算主義の排除と商法計算規則の改正が必要であり、財務諸表の種類、用語様式において、財務諸表等規則の改正等、法令改正を伴うので当面望み得べくもない。

監査基準は、日本とアメリカでは書かれた限りではあまり差はないが、監査実務上では大きな開きがあったため、外債発行の当初においては、“二重監査”も止むを得ない状況であった。当時、同一会社に対する財務諸表監査にあたって、国内の証取監査報酬が、外国投資家向けの英文財務諸表監査報酬の10分の1にも満たない実情であった。しかし、日本の監査実務水準も徐々に向上しており、日米実務水準の差も縮まりつつあり、筆者の属する等松・青木監査法人等ではADR, EDR 監査も独自でこなせるようになったが、一般的に言って、実務水準に較差があり、全面的に日本の監査が国際的に信頼を得ていないことが、今日なおも“二重監査”を解消できない理由の一つでもある。日本の監査と国際監査との差については、第3章において詳述するのでここでは省略する。

最近、日本経済の国際的地位が高まるにつれ、日本流の財務諸表と監査でもやむなしという気運が外国の引受業者の間に出来た。この傾向はヨーロッパで発行される私募債に始まり、最近では転換社債等の公募に及んでいる。かかる外債発行において要求される財務諸表は日本の会計処理基準により作成された財務諸表を会計処理については修正せず、財務諸表の種類、用語、様式をアメリカ流に組替えるという、いわばアメリカ風、ないしSEC風財務諸表とも言う奇妙な財務諸表であり、監査も日本の証取監査による監査報告書が受入れられている。このような傾向に対して、ビッグ・エイトでは、従来固執してきたアメリカ流財務諸表をあきらめ、日本式の財務諸表に対して、意見は表明せず、抽象的に日本とアメリカとの会計原則の相違を指摘するレターを出すまでに折れてきた。しかし、すべての外債発行に日本の財務諸表が通用するというのはなく、アメリカで発行される外債はすべてアメリカ流の会計と監査が要求されることはいうまでもない。